

(介護予防)認知症対応型共同生活介護  
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会  
花物語きよかわ



(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

#### 1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本アメニティライフ協会
所在地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設 立	平成8年4月3日
資本金	5,000万円
代表者	代表取締役 江頭 瑞穂

#### 2. 事業所の概要

名 称	花物語きよかわ
所在地	愛甲郡清川村煤ヶ谷17-1
電話番号	046-287-1387
開設年月日	2021年4月1日
事業の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
事業者の定員	18名 (1ユニット9名、2ユニット9名)
介護保険事業所番号	1491600076
管理者氏名	星野 努

#### 3. 運営の目的

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護サービスの提供に当たる従業者が要支援2または要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

#### 4. 運営の方針

事業所の従業者は、要支援2または要介護者であって認知症の状態にある利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護や支援、その他日常生活上の世話や支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと及び心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持又は向上をするものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービス提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

## 5. 併設する事業所

併設する事業所	「 — 」
---------	-------

## 6. 建物の概要

### ①敷地及び建物

敷地	876.36㎡	
建物	構造	鉄骨造2階建て
	延べ床面積	538.24㎡
	権利形態	通常借家契約

### ②専用設備

設備の種類	設置数	面積
専用居室	各階9室（計18室）	8.32～8.38㎡（全室個室）

### ③共同生活住居内の共用設備

設備の種類	設置数
居間・食堂	各階1箇所
台所	各階1箇所
浴室	各階1箇所
脱衣洗面室	各階1箇所
トイレ	各階3箇所

## 7. 職員体制の概要

職員体制	職種	職務内容等
1 ユニット 【1階】 (9名)	管理者	常勤 1名 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をします。
	計画作成担当者	事業所に1名以上配置 介護サービス計画の作成を担当します。
	介護従事者	(日中の時間帯) 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上配置(3:1) (夜間及び深夜の時間帯) 共同生活住居ごとに1名以上の配置 利用者の状態に応じ、介護サービスを提供します。
	看護師	事業所に1名以上配置 看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

職員体制	職種	職務内容等
2 ユニット 【2階】 (9名)	管理者	常勤 1名 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をします。
	計画作成担当者	事業所に1名以上配置 介護サービス計画の作成を担当します。
	介護従事者	(日中の時間帯) 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上配置(3:1) (夜間及び深夜の時間帯) 共同生活住居ごとに1名以上の配置 利用者の状態に応じ、介護サービスを提供します。
	看護師	事業所に1名以上配置 看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

## 8. 介護サービスの概要

介護サービス計画の作成	利用者の心身の状況や希望を踏まえ、利用者等との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
-------------	--

介護サービス等	<p>(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき日常生活を営む上で必要な下記の介護サービス等を、内容を区分することなく、全体を包括して提供します。</p> <p>①入浴、排泄、食事、着替え等の介助</p> <p>②日常生活上の世話や支援</p> <p>③日常生活の中での機能訓練</p> <p>④相談・援助</p>
---------	---

### 9. 入退居にあたっての留意事項

留意事項	<p>①介護サービスの対象は、要支援2・要介護状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者となります。ただし、認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合は対象から除かれます。</p> <p>②利用申込者の利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。</p> <p>③利用者の退居の際には、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護や支援の継続性に配慮し、退居に必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。</p>
------	---

### 10. 利用料の概要

①入居までに支払う費用（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

敷金	210,000円
----	----------

②入居後に支払う費用（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

月額利用料	家賃：41,000円      食材費：36,000円 水道光熱費：12,000円      管理費：10,800円
その他の費用	実費相当分
介護保険料	介護保険料の自己負担分

※生活保護費受給者については料金を減免し生活保護基準に引き下げ、生じる差額は事業者負担とします。

### 11. 協力医療機関

名称	厚木東クリニック
診療科目	内科
所在地	神奈川県厚木市旭町3-8-19 1階

電話番号	046-281-8528
------	--------------

名称	湘南厚木病院
診療科目	内科、神経内科、呼吸器内科、整形外科他
所在地	神奈川県厚木市温水118-1
電話番号	046-223-3636

名称	あさがお歯科町田
診療科目	歯科
所在地	東京都町田市森野2-8-10 森野ビル2F
電話番号	042-724-2227

## 12. 緊急時対応方法及び損害賠償

緊急時対応方法	<p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、従業者は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し、迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車で対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p>
損害賠償責任	<p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、入居契約書第19条の規定の定めにより損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、万一、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p>
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

## 13. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	<p>①事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組めます。</p> <p>②利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>
----------	--

	<p>③事故が生じた際はその原因を解明し、再発防止策を講じるなどの対応策と、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。</p> <p>④事業所の故意、過失により事故が発生した場合、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額します。</p>
--	--

#### 1 4. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	<p>・事業所 管理者 TEL 046-287-1387</p> <p>・本社 安全管理室 TEL 045-979-0871</p>
外部苦情申し立て機関	<p>神奈川県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護苦情相談係）</p> <p>TEL 045-329-3447</p>
行政機関	<p>清川村役場 保健福祉課</p> <p>TEL 046-288-3861</p>

#### 1 5. 非常災害対策

非常災害対策	<p>認知症対応型共同生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。</p> <p>2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。</p>
--------	--

#### 1 6. 虐待の防止及び発生時の対応

虐待の防止及び発生時の対応	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>(3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために事業所の管理者を担当者とする。</p> <p>(5) 従業者が高齢者虐待を把握した場合、虐待の防止のための指針に基づき、管轄行政等へ迅速かつ適切に通報することとする。</p>
---------------	---

## 17. 身体的拘束等の適正化に向けた取り組み

<p>身体的拘束等の適正化 に向けた取り組み</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</li> <li>2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</li> <li>3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</li> <li>4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</li> <li>5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</li> </ol> </li> </ol>
--------------------------------	---

## 18. 業務継続計画の策定等

<p>業務継続計画の策定等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。</li> <li>②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。</li> <li>③事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。</li> </ol>
-------------------	--

## 19. 衛生管理

衛生管理	<p>①事業所は、事業に使用する備品等は清潔を保持するため、日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意する。</p> <p>②感染症拡大の防止として、必要に応じて利用者の隔離、面会制限等の措置を講じる。</p> <p>③事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。</p> <p>(3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。</p>
------	---

## 20. その他運営に関する重要事項

研修について	<p>当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後1か月以内</p> <p>(2) 継続研修 随時</p>
個人情報の保護	<p>①職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。</p> <p>②当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。</p>

## 21. 運営推進会議の設置

運営推進会議の目的	<p>（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービスに関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、介護サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。</p>
委員の構成	<p>利用者、利用者の家族の代表、自治会長、民生委員、地域包括支援センター職員又は村職員、事業所の管理者及び職員等</p>
開催時期	<p>おおむね2ヶ月に1回開催します。</p>



